

小野田文化会館使用料

1 各室使用料

(消費税相当額含む)

			利用時間					
			午前9時から正午	午後1時から午後5時	午後6時～から午後9時	午前9時から午後5時	午後1時から午後9時	午前9時から午後9時
施設	大ホール	平日	4,400円	7,700円	9,900円	12,100円	17,600円	22,000円
		土日祝日	5,500円	9,900円	13,200円	15,400円	23,100円	28,600円
	小ホール	平日	1,540円	2,750円	3,410円	4,290円	6,160円	7,700円
		土日祝日	1,980円	3,520円	4,510円	5,500円	8,030円	10,010円
	主催者控室		1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	楽屋	第1	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
		第2	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
		第3	1,100円	1,100円	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円
	レッスン室		330円	330円	330円	660円	660円	990円

2 設備器具使用料

区分	使用料(午前・午後・夜間の区分ごとに)
舞台設備器具	1点につき5,500円の範囲内で教育委員会が定める額
照明設備器具	消費電力毎時1キロワットにつき170円の範囲内で教育委員会が定める額
音響設備器具	1点につき2,200円の範囲内で教育委員会が定める額
楽器	1点につき33,000円の範囲内で教育委員会が定める額
持込設備器具	消費電力量毎時1キロワットにつき330円の範囲内で教育委員会が定める額

3 使用料割増料金

・入場料を徴収し、又はこれに類する入場券等を発行して大ホール又は小ホールを利用する場合は、本表の使用料に次表の料率を乗じて得た額とする。この場合において、入場料を徴収せず、これに類する入場券等を発行して大ホール又は小ホールを利用する場合の入場料の額は、当該催物の開催に要した経費を客席総数で除して得た額とする。

入場料の額	料率
200円以下	1.3
200円を超え500円以下	1.5
500円を超え1,000円以下	1.7
1,000円を超え3,000円以下	2.0
3,000円を超える額	3.0

4 冷暖房使用料

施設	単価
大ホール	3,300円/1時間
小ホール	770円/1時間
楽屋1室	110円/1時間
レッスン室	220円/1時間

5 清掃料

施設	単価
大ホール	6,600円/1回

備考

- 1 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額をもって前表の入場料の額とする。
- 2 大ホール又は小ホールを準備又は練習のために利用する場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
- 3 利益を目的としてレッスン室を利用するときは、本表の使用料に2.0を乗じて得た額とする。
- 4 利用時間が本表に定める利用時間に満たない場合は、時間割計算を行わない。
- 5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。